

「確定給付企業年金制度について」及び「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正通知の発出

対象

DB

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

会計基準

その他

ポイント

- 10月15日、「確定給付企業年金制度について（以下、DB法令解釈通知）」及び「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（以下、DB承認認可基準通知）」の一部改正通知が発出されました※1・※2。
- また、意見募集の結果についても同日付で公示されました※3。
- 「DB給付減額判定基準の見直し」及び「集中月における規約申請の早期化」に関して、以下見直しが行われます。

＜改正内容＞

1. 「DB給付減額判定基準」において、一定の要件を満たした場合は、例外的に「給付減額」として取り扱わないことができる規定を追加
2. 規約の審査事務を円滑に行うことへの協力を呼びかけることを目的として、適用日を4月又は10月とする申請は、適用日の3ヶ月前などの早期に申請を行うことが円滑な規約の施行に資すると考えられる旨を追加

※1 [「確定給付企業年金制度について」の一部改正について](#)

※2 [「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について](#)

※3 [「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案等に関する御意見募集の結果について](#)

適用日

- 適用日：2025年10月15日

改正概要

1. DB給付減額判定基準の見直し「DB法令解釈通知の改正」

項目	改正内容
第1 規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項	【追加】以下のすべてに該当する場合は、給付減額として取り扱わないことができる規定を追加 - 加入者(受給権者を除く。)の給付設計の変更であること - 通常予測給付現価が減少する各加入者の給付の名目額※が増加する給付設計の変更であること ※ 基礎率のうち予定利率を零として算出した通常予測給付現価
2.給付の額を減額する場合の取扱い	- 最低積立基準額が減少しない又は少なくとも5年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けていること - 通常予測給付現価が減少する加入者の3分の2以上で組織する労働組合の同意を得ること ただし、実施事業所が二以上であるときは、全部又は一部の各実施事業所について当該同意を得ることにより、当該同意を得た実施事業所の加入者について給付の額の減額として取り扱わないものとすることができる 【留意事項の明確化】 - 給付の選択肢を追加する場合の取扱いについても、改正後の給付減額判定基準に基づく

(注1) パブリックコメントに対する回答では「本件取扱いについては、労使間の十分な話し合いを前提として認めるものであり、労使間の交渉ができる体制として対象加入者の3分の2以上で組織する労働組合の同意があることを要件としています。」とされており、労働組合がない場合の取扱いは従前どおりとなります。

2. DB規約申請期日の見直し「DB承認認可基準通知の改正」

項目	現行	改正内容
3. 規約の承認又は基金の設立認可等の申請に関する事項 (2)標準処理期間	承認又は認可の申請等についての標準処理期間は2ヶ月とすることから、当該申請にあたっては、規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに行うものであること	【追加】 申請の期日について以下の文言を追加 なお、適用日を4月又は10月とする規約の申請が集中する実態に鑑み、当該申請については、適用日の3ヶ月前などの早期に申請を行うことが円滑な規約の施行に資すると考えられること

(注2) 上記「DB規約申請期日の見直し」については、円滑な規約の施行のために協力を呼び掛ける趣旨であり、強制力を伴うものではない旨を厚生労働省に確認しております。

以 上

発行元：三菱UFJ信託銀行 トータルリワード戦略コンサルティング部

※ 本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。